

第140回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和4年11月18日（金）午前10時00分
- 2 開会の日時 令和4年11月18日（金）午前 9時45分
- 3 閉会の日時 令和4年11月18日（金）午前10時28分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 10名 欠席 0名

	氏名	出欠の別		氏名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	奥田 哲也	出
職務代理人（6）	岸本 博	出	7	串田 修	出
2	大森 美也子	出	8	今東 徳雄	出
3	大森 勇二	出	9	延澤 強哉	出
4	岡本 五樹	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 藤田 眞樹
 東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 佐古 和之 参事監 真田 明彦
 総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久
 主幹 佐藤 孝司 担当課長補佐 三浦 諭
 農地担当係長 橋本 聡実

7 傍聴者 0名

8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等
- (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 - (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について
 - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 - (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）
 - (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）
 - (8) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報告
- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
 - (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
 - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

第2号議案 農政関係等について

申請等 (1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

5番 奥田 哲也

7番 串田 修

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第140回岡山市第二農業委員会を開会します。本日の欠席は 0 名です。

本日の議事録署名委員を指名します。5番 奥田 哲也 委員、7番 串田 修 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本係長 今月の議案訂正はありません。

以上です。

議 長 それでは申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

三 浦 1 ページ1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

課長補佐

2番、増反による5年間の使用貸借権設定です。受人は現在、約3.5アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進 1番、2番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

委員

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員

ありません。

議 長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長

3番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、借入地の取得及び受贈による所有権移転です。受人は現在、約86アール耕作しており、非耕作はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、

労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約90アール耕作しており、非耕作はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.7ヘクタール耕作しており、非耕作はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.7ヘクタール耕作しており、非耕作はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約40アール耕作しており、非耕作はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.2ヘクタール耕作しており、非耕作はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

岡崎推進委員 3番から9番の7件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(1)は、1番から9番までの9件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 2ページ1番、農地改良目的による一時転用申請です。許可期間は許可日から令和5年4月30日までです。

申請地は農用区域内の農地で、金田■■■■■■■■■■は長年堆肥を入れたために地盤が高くなり水が乗りにくい状況となったため、現地盤高から10センチ程度掘削し、金田■■■■■■■■■■へ移したのちブドウ畑及び水田として利用しようとするものです。

農用地ですが、農地改良を目的とした一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと考えられることから例外的に許可が可能です。

転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議 長
岡崎推進
委員
議 長
全 員
議 長
全 員
議 長

東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。
ありません。

それでは、申請等(2)は、1番の1件を許可と決定してよろしいか。
よろしい。

それでは、そのように決定します。なおこの案件は3,000平方メートルを超えていますので、11月28日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

三 浦
課長補佐

3ページ1番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場及び露天駐車場で所有権を移転します。

受人は現在、中区関にて建設業を営む法人ですが、借地している中区下の資材置場を返還しなければならなくなったため、既存の置場近隣の申請地を取得し、露天資材置場・露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は令和4年3月に農振除外済みの案件で、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、露天駐車場として一時転用中です。

受人は中区倉富で運送業を営む法人ですが、保有するトラック等の駐車場が不足したため、令和元年12月13日付けで、農地法第5条一時転用許可を受け、露天駐車場として使用しています。許可期間の満了に伴い、引き続き露天駐車場として利用する必要があり、永久転用許可を受けるものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は令和4年10月に農振除外済みの案件で、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は現在、中区国府市場に事務所を置き、運送業を営んでいます。事務所近隣には駐車スペースがなく、東区鉄の借地に業務用車両を置いていますが、近年の運送需要の高まりにより、規模拡大及び効率化を図るため、トラックターミナル隣接で利便性の高い申請地を取得し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番と5番は同時申請です。申請地は農用地で、転用目的は露天駐車場で永久転用目的の3年間の一時転用申請です。

受人は南区泉田に本店を置く法人で、中区倉富に営業所があり、運送業を営んでいます。営業所近隣で使用していた従業員駐車場が保育園用地となったため、申請地南側の農地の転用許可を受け、駐車場として使用していますが、さらに不足しており、隣接の申請地を賃借し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないものと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、申請地は令和4年3月に農振除外済の案件です。農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中区湊の借家に家族4人で居住していますが、子供が増え住居が手狭になったため、実家への行き来に利便性の良い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、申請地は令和3年10月に農振除外済の案件で、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、備前市の妻の実家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、申請人の実家隣接で将来両親の面倒を看るのに都合の良い、祖母所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議 長
藤田推進
委 員
議 長
全 員
議 長

中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

1番から7番までの7件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

ありません。

次に、東区の説明をお願いします。

橋本係長

8番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場兼露天駐車場に所有権を移転します。

受人は現在、中区新京橋三丁目に本社を置き、建築板金業を営んでいますが、会社近くの現資材置場では資材の保管が手狭となり東区内の現場への搬入に不便なため、自社所有地に隣接し、作業現場に近く資材や車両の保管がしやすい申請地を露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、東区金岡西町の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、夫婦の実家に近く、両親の面倒や育児の手助けが受けやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。

受人は現在、東区沼に本社を置き、建設業を営んでいますが、自社が所有する資材置場がなく各現場での資材保管を続けていたため、周辺の現場に近く、資材を一括して管理・保管できる申請地を露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議 長

東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進

8番から10番の3件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見と
なっています。引き続きのご審議をお願いします。

委 員

議 長

協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員

ありません。

議 長

それでは、申請等(3)は、1番から10番までの10件を許可と決定してよろ
しいか。

全 員

よろしい。

議 長

それでは、そのように決定します。

次に、申請等(4)農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請についての審
議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長

4ページ1番、申請地は長年休耕している水田ですが、賃借人の相続人が賃料を
払いながら約50年以上保全管理を続けている状況です。

賃借人の相続人代表から、今後の保全管理が続けられないため、農地の返還を申

し出たところ、所有者と合意に至ったため、合意解約の手続きを進めていましたが、相続人全員の同意を得ることが困難と判明したため、賃貸人と借借人側の代表者が解約の許可申請をしたものです。

調査の結果、全相続人11名のうち、10名は解約について合意していますが、残る1名について実情調査を行ったところ異議がないと判断されたため、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当し、許可が適当と考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の様態を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっております。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全委員 ありません。

議長 それでは、申請等(4)は、1番の1件を許可と決定してよろしいか。

全委員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。なお本案件は、許可にあたり県農業会議の意見を聴く必要がありますので、11月28日に農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等(5)所有権の移転、申請等(6)利用権の設定、申請等(7)利用権の設定及び転貸を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

三浦課長補佐 今回の利用集積計画について説明します。

申請等(5)の所有権の移転については、東区分で5ページ1番、2番の2件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、いずれも財団から担い手への所有権移転です。中区の案件はありません。

申請等(6)の利用権の設定については、中区分は6ページ1番、2番の2件、東区分は7ページ1番から5番までの5件です。いずれも農地中間管理機構が貸借希望の農家の農地について中間管理権を設定するための利用集積計画です。機構から耕作者への配分計画案は担当の委員さんにお知らせしていますのでご確認ください。

申請等(7)の利用権の設定及び転貸については、中区分は8ページ1番から3番の3件、東区分は9ページ1番から16ページ36番までの36件で、農地中間管理機構が貸付希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画です。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（５）、（６）、（７）の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に、申請等（８）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 １７ページ１番から１８ページ８番までの８件で、権利取得の事由は、すべて相続、権利の種類は全て所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はすべてなしです。各地区協議会では、すべて受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（８）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、１番から８番の８件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

三浦課長補佐 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、１９ページ１番から３番の３件で、転用目的は自己住宅１件、共同住宅１件、分譲住宅地１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、２０ページ１番から２１ページ８番の８件で、転用目的は住宅用地１件、露天駐車場２件、分譲住宅地３件、長屋住宅１件、敷地拡張１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、２２ページ１番から２３ページ６番までの６件です。解約理由は耕作目的３件、転用目的３件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２４ページ１番の１件です。内容は農業用倉庫です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について資料に従い説明。

議長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全員 ありません。

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。
最後に何かご意見等がありますか。

全 員 ありません。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、
代 理 者 お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございます
いました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時28分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員